

借入金明細書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 錦福社会

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還 補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備 資金借入金	福祉医療機構	ヴィータ	582,894,000	0	29,892,000	553,002,000 (29,892,000)	0	1.05%	9,391,688	0	2039.9月	設置・整備資金	土地・建物	岩国市麻里布町 三丁目5番30号	992,875,299
						0									
						0									
						0									
						0									
		計		582,894,000	0	29,892,000	553,002,000 (29,892,000)	0		9,391,688	0				
長期運 営資金借入金						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
		計		0	0	0	0	0		0	0				
短期運 営資金借入金						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
		計		0	0	0	0	0		0	0				
合計			582,894,000	0	29,892,000	553,002,000 (29,892,000)	0		9,391,688	0					992,875,299

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 錦福社会

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳				
					法人本部	錦苑	あさぎりの郷	ヴィータ	ヴィータ(収益)
利用者の家族 / 一般寄附	経 常	7	330,000		330,000				
区分小計			330,000	0	330,000	0	0	0	0
区分小計			0	0	0	0	0	0	0
区分小計			0	0	0	0	0	0	0
合計			330,000	0	330,000	0	0	0	0

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。または、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 錦福祉会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳				
						法人本部	錦苑	あさぎりの郷	ヴィータ	ヴィータ(収益)
山口労働局/特定求職者雇用開発助成金	本部事業	660,000		660,000		660,000				
山口県長寿社会課/働きやすい介護職場づくり支援		54,000		54,000		54,000				
区分小計		714,000	0	714,000	0	714,000	0	0	0	0
岩国市/離島等地域における特別地域加算	介護事業	72,602		72,602			72,602			
山口県健康増進課/結核予防事業補助		137,826		137,826			68,324		69,502	
山口県国保連/感染予防対策費用助成金		8,350,000		8,350,000			3,373,300	2,471,700	2,505,000	
区分小計		8,560,428	0	8,560,428	0	0	3,514,226	2,471,700	2,574,502	0
山口県国保連/感染予防対策費用助成金	施設	1,259,000		1,259,000	1,259,000		799,700	311,300	148,000	
区分小計		1,259,000	0	1,259,000	1,259,000	0	799,700	311,300	148,000	0
合計		10,533,428	0	10,533,428	1,259,000	714,000	4,313,926	2,783,000	2,722,502	0

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用指針別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月 31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 錦福社会

1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
収益事業	社会福祉事業	テナント収益	819,924	繰入
公益事業	社会福祉事業	介護保険収入	5,000,000	人件費・事務費
計			5,819,924	

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
錦苑	法人本部	介護保険収入	29,000,000	人件費・事務費
			29,000,000	

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

令和 3年 3月31日現在

社会福祉法人名 社会福祉法人 錦福社会

1) 事業区分間貸付金（借入金）明細書

(単位：円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
	社会福祉事業	収益事業	13,621,976	
長期	公益事業	社会福祉事業	67,000,000	
	小計		80,621,976	
	合計		80,621,976	

2) 拠点区分間貸付金（借入金）明細書

(単位：円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
	錦苑	ヴェータ	63,000,000	
長期	小計		63,000,000	
	合計		63,000,000	

基本金明細書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 錦福社会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳				
		法人本部	錦苑	あさぎりの郷	ヴィータ	ヴィータ(収益)
前年度末残高	22,865,420	22,865,420				
第一号基本金	22,865,420	22,865,420				
第二号基本金	0					
第三号基本金	0					
第一号基本金	当期組入額	0				
	計	0	0	0	0	0
	当期取崩額	0				
	計	0	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額	0				
	計	0	0	0	0	0
	当期取崩額	0				
	計	0	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額	0				
	計	0	0	0	0	0
	当期取崩額	0				
	計	0				0
当期末残高	22,865,420	22,865,420	0	0	0	0
第一号基本金	22,865,420	22,865,420	0	0	0	0
第二号基本金	0	0	0	0	0	0
第三号基本金	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。

2. ①第一号基本金とは、注解(注12) (1)に規定する基本金をいう。

②第二号基本金とは、注解(注12) (2)に規定する基本金をいう。

③第三号基本金とは、注解(注12) (3)に規定する基本金をいう。

3. 従前及び今回の改正において特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

